

投資不動産取引士 倫理憲章

第1条（総則）

投資不動産取引士は、信義に従い誠実に職務を遂行する事を旨とし、自己研鑽により常に能力と資質の向上に励み、投資用不動産の取引に於いて高い専門性を発揮し、投資用不動産取引士としての倫理を遵守する責任を負うものとする。

第2条（投資不動産取引士相互の関係）

投資不動産取引士は相互に協力し合い、取引士としての質を高め合い、悪意の有る無しに関わらず、他の取引士の価値を下げる様な行為をしてはならない。また、取引において相手方に対し脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為や、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損することをしてはならない。

第3条（社会に対する義務）

投資不動産取引士は、不動産の所有と共に不動産の利用に着目し、投資用不動産流通市場の活性化に努め、公正な業務を通じて、公共の福祉及び社会に貢献するための活動を行う事を義務とする。

第4条（法令の遵守）

投資不動産取引士は、宅建業法及び関連する法令を遵守し、社会通念上好ましくないと思われる行為を厳に慎むものとする。

第5条（反社会勢力に関する義務）

投資不動産取引士は、理由の如何に関わらず反社会勢力及びそれに準ずるものと取引をしてはならない。また、利益の供与となる一切の行為もしてはならない。

第6条（守秘義務）

投資不動産取引士は、職務上知りえた秘密及び個人情報を、正当な理由無く他に漏らしてはならない。その職務に携わらなくなった後も同様にこれを守るものとする。

第7条（取引士の資質向上）

投資不動産取引士は広範で高度な知識の習得に努め、日々の研鑽により常に自己の能力と資質の向上に努め、投資不動産流通協会の主催する講習会や研修に積極的に参加し、投資不動産取引業務の専門家として高い専門性を発揮出来るよう努力する。

投資不動産取引士の倫理憲章に違反し、注意・指導にも関わらず改善されない場合は、本協会は、何ら催告する事無く、投資不動産取引士としての資格を抹消できるものとする。